

高級すもも「麗玉」振興協議会規約

(目 的)

第1条 本協議会は長野県産高級すもも「麗玉」の振興とブランド確立を図り、もって、本県果樹産業の振興に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協議会は高級すもも「麗玉」振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商標名称使用に関する事項
- (2) 生産、流通及び販売に関する事項
- (3) 消費拡大に関する事項
- (4) ブランド管理に関する事項
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(会 員)

第4条 協議会の会員は、長野県内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 商標名称の使用を希望する者
- (2) 協議会の目的に賛同し、加入を希望する者

2 協議会の会員は、別に定める生産、販売及び商標の使用に関する基準を遵守しなければならない。

(加入・脱会)

第5条 目的に賛同し協議会への加入を希望する者又は脱会を希望する会員は、その旨を協議会長に届け出るものとする。

(除 名)

第6条 協議会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決、総会の承認を経てその会員を除名することができる。

- (1) 規約に違反し、協議会からの違反行為を排除すべき旨の警告に従わないとき
- (2) 協議会の業務を妨げ、または信用を失墜させる行為をしたとき

(役員等)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

- 2 会長、副会長は会員の互選とする。
- 3 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 欠員補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に幹事をおき、幹事長は会長が任命する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、幹事会は、協議会の運営のための具体的な事項を検討する。

(会議)

第10条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 3 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 幹事会は、会長が必要と認めた場合に開催し、議長は幹事長がこれにあたる。
- 6 総会、幹事会には、必要に応じてオブザーバーの出席及び意見を求めることができる。

(事務局)

第11条 事務局は、当面、長野県農政部園芸畜産課に置く。

(総会の議決事項)

第12条 次の事項は総会の議決を経て行うものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 顧問を選任に関する事項
- (6) 会員の除名に関する事項
- (7) その他会務の執行上重要な事項

(幹事会の審議事項)

第13条 幹事会は次の事項について審議を行うものとする。

- (1)総会に付議する事項
- (2)事業計画の策定、事業の執行
- (3)会員の加入、脱会、除名に関する事項
- (4)その他協議会の運営に関する事項

(事業年度)

第14条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第15条 実施要領、関係する緒規程、その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、協議会が別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成28年12月9日から施行する。
- 2 本振興協議会の設立初年度の事業年度は、第14条の規程にかかわらず推進協議会規約の承認のあった日から平成29年3月31日までとする。